

令和3年度千葉支部事業計画（案）



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

目 次

- 令和3年度 千葉支部事業計画（案） P 1
- 令和3年度 千葉支部事業計画における
K P I （重要業績評価指標）一覧表 P 15
- 参考資料 P 18

令和3年度 千葉支部事業計画（案）

新（令和3年度）	旧（令和2年度）
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>（1）サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none">○現金給付のサービススタンダード（10日間）の遵守○郵送申請の促進○お客様満足度調査等を踏まえたサービス向上の取組の推進 <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする</p> <p>（2）限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none">○事業主、健康保険委員を通じた限度額適用制度に関する積極的な広報○医療機関等との申請書配置にかかる連携強化 <p>（3）現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○標準化した業務処理手順に基づく適正な審査○傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な履行○不正申請が疑われる事案の重点審査と給付適正化プロジェクトチームによる対応 <p style="text-align: right;">5頁（10）に変更</p>	<p>（1）基盤的保険者機能関係</p> <p>1. サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・お客様満足度調査・お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等に迅速に対応しサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を奨励する。 <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を92.0%以上とする。</p> <p>2. 業務の標準化・簡素化・効率化の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・各種業務マニュアルや手順書等を遵守し、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じて柔軟な業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。 <p>3. 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・現金給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金のうち、不正受給が疑われる申請について重点的に審査を行う。また、傷病手当金と障害年金等の併給調整について確実に実施する。

(4) レセプト点検の推進

- レセプト内容点検効果向上計画に基づいた内容点検の推進
- 効率的な資格・外傷点検の実施

- KPI : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- 多部位かつ頻回受診及び過剰受診（所謂「部位ころがし」）の加入者に対する文書照会の強化
 - 柔道整復施術受診にかかる正確な知識の普及
-
- KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

4. 効果的なレセプト点検の推進

- ・ 医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。特に内容点検については、システム点検の活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。

《具体的な取組》

- ①自動点検マスターのメンテナンスを定期的に実施し精度を上げて点検業務の効率化を図る。
- ②点検員のスキルアップのために、毎月 2 回の支部内の勉強会や外部講師等による点検研修を実施する。
- ③支払基金との協議を前年度同様に毎月実施し、疑義事例の解消に努める。

- KPI : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

5. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化とともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。
- KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。

(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進

○不正申請が疑われる事案の速やかな厚生局への情報提供

(7) 無資格受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化、積極的な債権回収業務の推進

○未回収の保険証の文書催告、電話催告の着実な実施

○保険証の適正使用の広報の実施

○債権管理を徹底し、優先度に応じた対応の推進

○保険者間調整の積極的な活用

■ KPI : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

6. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

・受領委任制度導入により文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。

7. 無資格受診等による債権の発生防止のための広報および保険証の回収強化

①日本年金機構で実施する催告の際に支部あての返信用封筒を同封することで保険証の早期回収を図る。さらに、日本年金機構での資格喪失処理後、2週間以内に支部から一次催告、一次催告から2週間後に二次催告を行い、保険証の早期回収を図る。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

②納入告知書に同封する広報チラシや算定基礎届事務説明会等において、保険証の早期回収の重要性について事業所担当者へ周知する。

③返納金債権が多数発生する事業所及び関係団体へ文書・訪問・電話により、保険証の早期回収依頼を行う。

④資格喪失後受診の防止を周知するチラシを作成して特定健診受診券送付時に同封し、退職・扶養解除後は保険証を使用できないことについて加入者へ周知する。

■ KPI : 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1か月以内の保険証回収率を 95.0%以上とする。

3 頁 (7) に含める

8. 積極的な債権回収業務の推進

- ①文書催告・電話催告・訪問催告等を確実に実施し、早期回収を図る。
- ②資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を債務者に周知し、保険者間調整のスキームを積極的に活用して回収に努める。
- ③法的手続（支払督促等）を積極的に推進し、債務名義を取得後も弁済しない者については強制執行を行い、回収を図る。
- ④弁護士と契約を結び、弁護士名での文書催告を継続実施する。
- ⑤交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収を図る。

- KPI : ①返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。
②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

1 頁 (2) に移動

9. 限度額適用認定証の利用促進

- ・加入者の医療機関の窓口での負担軽減を図る限度額適用認定証の利用を促進する。具体的には、事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関に積極的な働きかけを行い、窓口に申請書を配置していただける医療機関数を拡大し利用促進を図る。

- KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 89.3%以上とする。

(8) 被扶養者資格の再確認の徹底

○被扶養者資格確認業務の確実な実施

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.3%以上とする

(9) オンライン資格確認の円滑な実施

○オンライン資格確認の円滑な実施に向けた加入者へのマイナンバー登録の促進にかかる周知・広報を実施

(10) 業務改革の推進

○マニュアルや手順書に基づく業務の標準化・効率化・簡素化の推進
○業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と生産性向上

10. 被扶養者資格の再確認の徹底

・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする。

11. 協会けんぽオンライン資格確認業務

・協会けんぽ独自で実施しているオンライン資格確認システムの利用率向上を図る。
■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を 50.0%以上とする。

2. 戰略的保険者機能関係

10 頁 iv) に含める

(1) 第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

上位目標：糖尿病による新規透析者の透析導入時の平均年齢を 55.7 歳から 60 歳以上に改善する。

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：412,450 人）
- 生活習慣病予防健診実施率 60.6%（実施見込者数：250,000 人）
- 事業者健診データ取得率 6.5%（取得見込者数： 26,830 人）
- 生活習慣病予防健診実施機関の拡充
- 健診・保健指導カルテを使用した効果的・効率的な受診勧奨
- 事業者健診データの取得勧奨
- 初めて健診対象の年齢を迎える加入者への意識付け

(2) 戰略的保険者機能関係

1. 事業所単位での健康・医療データの提供や加入者の健康増進に向けた取組
- ・事業主に対して従業員の健康度見える化した「健康度 見える化 BOOK」を継続的に作成・配布し、事業所が自社の健康課題を把握できる環境づくりを行う。
- ・関係団体と共同で加入者の健康増進に向けた取組や各種広報を行う。

2. データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

上位目標：糖尿病による新規透析者の透析導入時の平均年齢を 55.7 歳から 60 歳以上に改善する。

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの推進」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：399,282 人）
- ・生活習慣病予防健診実施率 58.0%（実施見込者数：231,592 人）
- ・事業者健診データ取得率 6.5%（取得見込者数： 25,953 人）

- ◇被扶養者（実施対象者数：116,064人）
特定健康診査実施率 30.2%（実施見込者数：35,000人）
- 協会けんぽ主催のオプショナル集団健診の実施
- 地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大
- GIS（地理情報）等を活用した受診勧奨

【健診実施率合計】

被保険者 + 被扶養者（実施対象者数：528,514人）
実施率 59.0%（実施見込者数：311,830人）

- 被扶養者（受診対象者数：104,755人）
・ 特定健康診査実施率 26.0%（実施見込者数：27,236人）

【健診受診率合計】

・ 健診実施対象者数：504,037人 実施率：56.5%
(実施見込者数：284,781人)

○健診の受診勧奨対策

<被保険者の健診>

- ①令和3年度に生活習慣病予防健診（40歳）及び特定健診（40歳）の対象となる加入者に対してDMによる受診勧奨を民間事業者への外部委託により実施。
- ②年度途中で加入了新規適用事業所に対するDM送付、電話勧奨及び未受診事業所に対する電話勧奨を民間事業者への外部委託により実施。
- ③検診車を保有する健診機関へ働きかけを強化し、健診機関の少ない地域における健診会場の増設を図ることにより受診機会を増加させる。
- ④年度途中で加入了任意継続被保険者及び被扶養者に対し、DMによる受診勧奨を民間事業者への外部委託により実施。
- ⑤事業者健診データの取得勧奨や作成業務を健診機関及び民間事業者への外部委託により実施。
- ⑥関係団体への生活習慣病予防健診受診勧奨業務及び事業者健診データ取得勧奨業務委託の実施。
- ⑦ラジオCMを活用しての健診受診勧奨の実施。

<p>■ K P I : ①生活習慣病予防健診実施率を 60.6%以上とする ②事業者健診データ取得率を 6.5%以上とする ③被扶養者の特定健診実施率を 30.2%以上とする</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇被保険者（特定保健指導対象者数：55,934 人） 特定保健指導実施率 21.1%（実施見込者数：11,803 人） ○特定保健指導実施機関等の拡充 ○当日保健指導の実施機関の拡充 ○ICT（情報通信技術）を活用した特定保健指導による利便性の向上 	<p>＜被扶養者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受診券を被保険者の住所へ直接送付。 ②集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対して、集団健診 DM による受診勧奨を実施。 ③オプショナル健診や個人負担の検査項目の追加等を提案した協会けんぽ主催の集団健診を実施。 ④集団健診が可能な健診機関への働きかけを強化し、集団健診会場の少ない地域における会場の増設を図ることにより受診機会を増加させる。 ⑤市町村が実施する特定健診やがん検診との同時実施。 ⑥G I S を活用した受診勧奨を実施。 ⑦事業主と支部長の連名文書による受診勧奨を外部委託により送付件数を増加するなど拡大して実施。 ⑧ラジオ CM を活用しての健診受診勧奨の実施 <p>■ K P I : ①生活習慣病予防健診実施率を 58.0%以上とする。 ②事業者健診データ取得率を 6.5%以上とする。 ③被扶養者の特定健診受診率を 26.0%以上とする。</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（受診対象者数：51,767 人） • 特定保健指導実施率 21.1%（実施見込者数：10,923 人） （内訳）協会保健師実施分 9.0%（実施見込者数：4,659 人） アウトソーシング分 12.1%（実施見込者数：6,264 人）
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◇被扶養者（受診対象者数：2,984人）

特定保健指導実施率 9.4%（実施見込者数：281人）

○集団方式での健診と特定保健指導のセットによる当日指導の実施

○特定保健指導実施機関の拡充

【特定保健指導実施率合計】

被保険者 + 被扶養者（実施対象者数：58,918人）

実施率 20.5%（実施見込者数：12,084人）

- KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を 21.1%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 9.4%以上とする

○被扶養者（受診対象者数：2,315人）

・ 特定保健指導実施率 9.4%（実施見込者数：218人）

【特定保健指導実施率合計】

- ・ 特定保健指導対象者数：54,082人 実施率：20.6%
- （実施見込者数：11,141人）

○保健指導の受診勧奨対策

<被保険者>

- ①特定保健指導の実施機関の拡充及び民間事業者への外部委託の強化。
- ②当日保健指導の実施機関の拡充。
- ③ノウハウ集を活用した保健指導実施機関での対象者全員に対する保健指導実施に向けた協働事業を推進するため、幹部職員による保健指導実施機関への訪問を実施。

<被扶養者>

- ①利用券を被扶養者の住所へ直接送付。
- ②集団方式での健診と特定保健指導をセットで外部委託する保健指導の実施。
- ③外部委託特定保健指導実施機関の拡充。

- KPI：特定保健指導の実施率を 20.6%以上とする。

<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,437 人 ○外部委託による二次勧奨の確実な実施 ○医師会との連携による CKD（慢性腎不全）疑い者への受診勧奨 <p>◇糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則った取組の実施 ○健診実施機関及び腎臓専門医療機関との連携 <p>■ KPI：受診勧奨後 3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8% 以上とする</p>	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,243 人 ①重症の可能性の高い方に対し本部からの一次勧奨後に外部委託による二次勧奨を実施。 ②医師会と連携を図り慢性腎不全（CKD）の疑いのある者に対し医療機関の受診勧奨を実施。 ③被扶養者の受診者リストを基に二次勧奨域である者に対して文書勧奨を実施。 ④被保険者の一次勧奨予備群及び被扶養者の一次・二次勧奨予備群等へ健康意識のお知らせ送付を実施。 <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①千葉県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムのスキームに則った取組を実施。 ②健診実施機関及び腎臓専門医療機関と連携し、初期糖尿病患者に対する取り組みを継続的に実施。 <p>■ KPI：受診勧奨後 3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9% 以上とする。</p> <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康経営の普及促進及び健康な職場づくり宣言事業所の拡大 ○健康な職場づくり宣言事業所に対する充実したフォローアップの実施 ○関係団体等との連携強化
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■ KPI：健康宣言事業所数を700事業所以上とする

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

○健康保険制度や協会けんぽの取組内容について、各種広報媒体による分かりやすくタイムリーな情報を発信

○SNS等を利用した新たな情報提供体制を構築

○健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組の強化

○健康な職場づくりに向けた取組

- ・支部職員が事業所訪問を行うことにより、健康経営の第1歩となる、健康な職場づくり宣言事業所数の拡大に加え、事業所の健康意識の醸成を図り、健康づくりの取組を推進する。
- ・健康な職場づくり宣言事業所に対する協会けんぽからのフォローアップの強化を図るために、既存の取組を着実に実施するとともに、歯科健診の実施のほか、関係団体と連携した認証制度等創設の提案等、新たな取組の検討を進めていく。また、健康な職場づくり宣言事業所の健康づくり等に関する評価制度の導入を図る。

3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・医療保険制度の持続性を確保するために財政状況や健康維持の必要性について、各種広報媒体による分かりやすくタイムリーな情報発信を引き続き実施する。また、医療資源が公共性を有するもので有限であること、医療機関への上手なかかり方等を周知広報することで、加入者の皆様の適切な受療行動の促進を図る。
- ・広報の実施にあたっては、広報活動における加入者理解度調査の結果を踏まえ、対象を明確にし、ナッジ理論等を活用した広報誌を作成することで、協会の事業運営に関する関心を高め、加入者や事業主の理解促進を図る。また、関係団体と連携した効果的な広報の実施に努める。
- ・加入者にとって身近な存在となる健康保険委員の委嘱拡大を積極的に進めるとともに、研修会の開催や広報紙を通じた情報提供を充実させ、健康保険制度や健康づくりに関する理解促進を図る。

- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を35.0%以上とする

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

- ジェネリックカルテ等により阻害要因を明確にし、医療機関や調剤薬局に対する働きかけを強化
- 関係団体等との協力連携を強化し、統一感を持った広報を展開しオール千葉体制の取組を推進

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で80.9%以上とする

(4) インセンティブ制度の周知

- インセンティブ制度の仕組や意義の理解を深める周知広報を実施

- KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

- ②全被保険者に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を31.0%以上とする。

4. ジェネリック医薬品の使用促進

- ・各地域のジェネリック医薬品の使用促進に係る阻害要因を数値化したジェネリックカルテ等の分析を行う。
- ・上記分析結果を踏まえた医療提供側への働きかけとして、個別の医療機関・調剤薬局を積極的に訪問するとともに、見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。
- ・加入者に対する働きかけを効果的に行うため千葉県内の保険者等と連携し、ジェネリック医薬品に関する理解を深めるための公共交通機関やマスメディアを活用した広く訴求力のある広報の実施や軽減額通知の同時期発送といったオール千葉体制の取組を進めていく。

- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を80.5%以上とする。

(5) 医療データの分析に基づく効果的な取組の推進、地域の医療提供体制への働きかけ

○医療費分析を行い、地域の課題を明らかにするとともに効果的な取組の企画・立案を図る

○地域における効率的かつ充実した医療提供体制の構築に向けて、各種会議において被用者保険の保険者の立場から意見を発信

■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

3. 組織・運営体制関係

(1) OJTを中心とした人材育成

○管理者のマネジメント力や職員の企画力の更なる向上による組織全体の生産性向上及び人材力の底上げ

5. 医療データの分析に基づく効果的な取組の推進、地域の医療提供体制への働きかけ

- ・医療費分析を行い、地域の課題を明らかにするとともに効果的な取組の企画・立案を図る。
- ・協会の各種事業に資するため、地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化連携に向けた意見発信のための分析を行う。
- ・地域における効率的かつ充実した医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の各種会議において被用者保険の保険者の立場から意見発信を行う。また、加入者や事業主の皆様に向けた情報提供についても併せて実施する。

■ KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率100%を維持する。
②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

(3) 組織・運営体制関係

1. OJTを中心とした人材育成

- ・OJTを中心としつつ、効果的に職員研修等と組み合わせることで組織基盤の底上げを図り、主体的かつ自主的に業務遂行する自己管理意識の高い人材の育成に努める。

(2) コンプライアンス及びリスク管理の徹底

- 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底
- 個人情報保護や情報セキュリティの適切な管理
- 大規模自然災害発生時に備えた訓練の実施

14頁 (2)・(3) 入れ替え

(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める
- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする

2. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- ・参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。前年度において 20%以下となった場合は前年度以下とする。なお、今年度において一般競争入札件数が 4 件以下となる場合は一者応札件数を 1 件以下とする。

3. コンプライアンス及びリスク管理の徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、朝礼や職員研修等を通じてその徹底を図る。また、個人情報保護や情報セキュリティについて、各種規程等を遵守とともに各種ファイルが適切に管理されているか毎月点検するなど、リスク管理体制の徹底を図る。

令和3年度 千葉支部事業計画におけるKPI（重要業績評価指標）一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

事業計画重点事項	令和3年度千葉支部事業計画のKPIについて	実績等 (R元年末)	担当 G
1. サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする ※全支部一律に設定	全国：99.92% 千葉：100% « - »	業務 G
	②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする ※支部ごとに設定	全国：91.1% 千葉：90.9% «21位»	
2. 限度額適用認定証の利用促進	※KPIの設定なし		
3. 現金給付の適正化の推進	※KPIの設定なし		
4. レセプト点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ※全支部一律に設定	全国：0.362% 千葉：0.455% «5位»	レセプト G
	②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする ※支部ごとに設定	全国：4,729円 千葉：6,023円 «6位»	
5. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする ※全支部一律に設定	全国：1.23% 千葉：1.13% «33位»	業務 G
6. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進	※KPIの設定なし		
7. 無資格受診等による債権の発生防止のための保険証回収強化、積極的な債権回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ※全支部一律に設定	全国：0.383% 千葉：0.452% «7位»	レセプト G
	②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ※全支部一律に設定	全国：7.6% 千葉：3.7% «43位»	
8. 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.3%以上とする ※支部ごとに設定	全国：91.3% 千葉：93.2% «16位»	業務 G
9. オンライン資格確認の円滑な実施	※KPIの設定なし		企画総務 G
10. 業務改革の推進	※KPIの設定なし		業務 G

2. 戰略的保険者機能関係

具体的施策	令和3年度千葉支部事業計画のKPIについて	実績等 (R元年末)	担当 G
1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施	※KPIの設定なし		企画総務G 保健G
i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を60.6%以上とする ※支部ごとに設定 (対象者数：412,450人、実施見込者数：250,000人) ② 事業者健診データ取得率を6.5%以上とする ※支部ごとに設定 (対象者数：412,450人、取得見込者数：26,830人) ③ 被扶養者の特定健診実施率を30.2%以上とする ※支部ごとに設定 (対象者数：116,064人、実施見込者数：35,000人)	全国：52.3% 千葉：56.2% «24位»	
ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上	① 被保険者の特定保健指導の実施率を21.1%以上とする ※支部ごとに設定 (対象者数：55,934人、実施見込者数：11,803人) ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を9.4%以上とする ※支部ごとに設定 (対象者数：2,984人、実施見込者数：281人) [参考] (被保険者 + 被扶養者) 特定保健指導の実施率20.5%以上 (対象者数：58,918人、実施見込者数：12,084人)	全国：7.6% 千葉：3.7% «43位»	保健G (被保険者 + 被扶養者) 全国：17.7% 千葉：11.7% «43位»
iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする ※支部ごとに設定	全国：10.5% 千葉：9.9% «34位»	
iv) コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を700事業所以上とする ※支部ごとに設定	-	企画総務G 保健G
2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を35.0%以上とする ※支部ごとに設定	全国：42.3% 千葉：27.0% «46位»	
3. ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で80.9%以上とする ※支部ごとに設定	全国：78.7% 千葉：79.3% «24位»	企画総務G
4. インセンティブ制度の周知	※KPIの設定なし		
5. 医療データの分析に基づく効果的な取組の推進、地域の医療提供体制への働きかけ	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する ※全支部一律に設定	全国：実施あり（38支部） 実施なし（9支部） 千葉：実施なし	

3. 組織体制関係

事業計画重点事項	令和3年度千葉支部事業計画のKPIについて	実績等 (R元年末)	担当 G
1. OJTを中心とした人材育成	※KPIの設定なし		企画総務G
2. コンプライアンス及びリスク管理の徹底	※KPIの設定なし		
3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一社応札案件の割合について20%以下とする ※全支部一律に設定	全国 : 26.2% 千葉 : 36.4% (一般競争入札 : 22件) (一社応札 : 8件) «38位»	

參 考 資 料

令和2年12月18日
第108回運営委員会
資料3-1

保険者機能強化アクションプラン（第5期） の概要（案）

保険者機能強化アクションプラン（第5期）のコンセプト

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体会での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

保険者機能強化アクションプラン（第5期）における主な取組

(1) 基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営【新】
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進
- 収納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進
- 業務改革の推進【新】

(2) 戰略的保険者機能関係

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上（健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用）
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立【新】
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など）【新】
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上【新】

<重症化予防の対策>

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施【新】

<コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など【新】
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討【新】
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討【新】

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
- 外部有識者を活用した調査研究の推進【新】

<インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し【新】

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

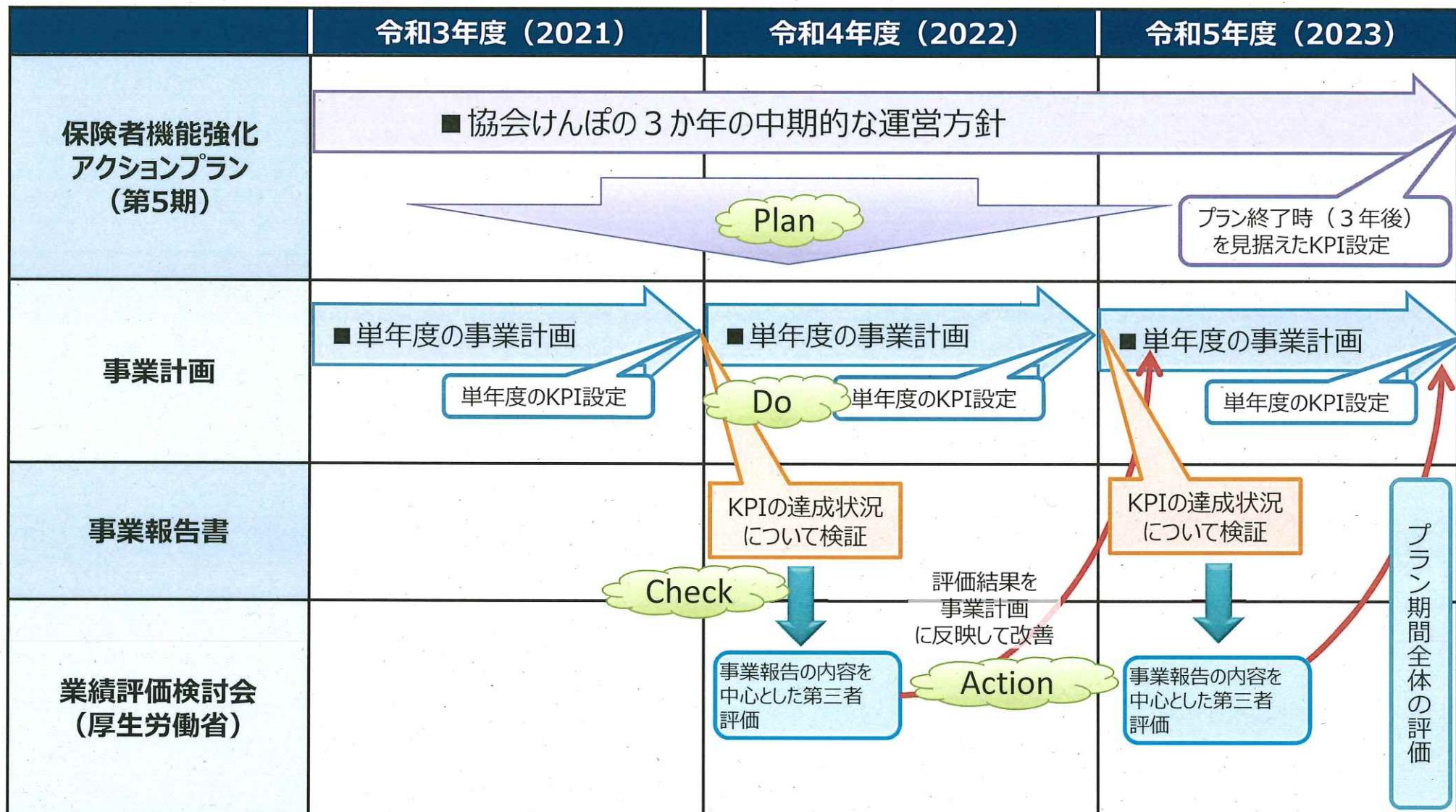
- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進【新】

(3) 組織・運営体制関係

- 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化【新】
- 内部統制の強化【新】
- 次期システム構想【新】

参考：保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクル

- 保険者機能強化アクションプラン（第5期）にKPIを設定するとともに、各年度の事業計画において、単年度ごとのKPIを設定し、毎年度KPIの達成状況を踏まえた改善を行う。



令和2年12月18日
第108回運営委員会
資料4-1

令和3年度事業計画の概要（案）

令和3年度全国健康保険協会事業計画の概要（案）

令和3年度事業計画の位置づけ

- 令和3年度からスタートする保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、3年後に保険者機能強化アクションプラン（第5期）の目標を達成できるよう、今年度実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

（1）基盤的保険者機能

【主な重点施策】

●健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点から健全な財政運営に努める
- ・ 協会決算や今後の見通しに関する情報発信
- ・ 各種審議会等の場における意見発信

●現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ 標準化した業務プロセスの徹底による業務の正確性と迅速性の向上
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施及び制度整備等に関する国への意見発信
- ・ 不正の疑われる申請の重点審査と積極的な立入検査の実施
- ・ レセプト内容点検効率向上計画に基づく効果的な点検の推進

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進

- ・ 保険証未返納者への文書や電話催告等の強化
- ・ 債権の早期回収、保険者間調整及び法的手続きによる返納金債権の回収率の向上

●業務改革の推進

- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- ・ 職員の意識改革と柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化による生産性の向上

(2) 戰略的保険者機能

【主な重点施策】

●特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用（実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等の選定など）した効果的・効率的な受診勧奨の実施
- ・ 地方自治体との連携（市との協定締結の推進等）によるがん検診との同時実施等の拡大
- ・ 事業者健診データの取得に係る新たな提供・運用スキームの構築に向けた国への働きかけの実施

●特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 外部委託による健診当日の初回面談の更なる推進及び情報通信技術の活用
- ・ 特定保健指導のアウトカム指標の設定に着手
- ・ 身体活動・運動に関する指導マニュアル等の作成及び保健師の育成プログラムの策定に着手

●重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する受診勧奨の確実な実施
- ・ 現役世代の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の検討

●コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス及びコンテンツの観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図る
- ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るための新たなポピュレーションアプローチの検討
- ・ メンタルヘルスの予防対策の充実の検討

●ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 支部ごとに重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明らかにし、優先順位を付けて取組を実施
- ・ 都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した効果的な取組の実施

(2) 戰略的保険者機能

【主な重点施策】

● 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- ・ 地域医療構想調整会議や医療審議会等におけるエビデンスに基づく効果的な意見発信
- ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における医療保険制度の持続可能性の確保等に関する意見発信

● 外部有識者を活用した調査研究の実施

- ・ 医療保険制度の持続性の確保等につながる医療費適正化の施策等の検討のための調査研究の実施

● インセンティブ制度の実施及び検証

- ・ 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえた、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等の検討

● 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・ 主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレット等の作成
- ・ youtube等の動画を活用した広報の実施

(3) 組織・運営体制関係

【主な重点施策】

● 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ グループ長補佐のマネジメント能力の向上
- ・ 標準人員に基づく適切な人員配置と次期システム構想等の実現による標準人員の見直しの検討

● 本部機能及び本部支部間の連携の強化

- ・ 戰略的保険者機能を更に強化するための本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討

● 内部統制の強化

- ・ 内部統制基本方針に基いた内部統制整備の着実な推進

● 中長期を見据えた次期システム構想の実現

- ・ 次期業務システム及び次期間接システムのサービスインに向けた適切な工程管理や各種作業等の確実な実施